

確定申告書の作成や電子申告を自宅でしてみませんか？

スマートフォンやパソコンを利用できる人は、ぜひ自宅からインターネットを利用した確定申告書の作成や電子申告を利用してください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば自動で計算されて確定申告書を作成できます。

スマートフォンを使って作成する人はこちら▶

作成コーナー 検索

●各種問い合わせ先

- 国税に関する一般的な質問・相談など
☎0570・00・5901（全国一律市内通話料金）
- e-Taxの使い方・操作方法など
☎0570・01・5901（全国一律市内通話料金）
- 税務署へ用件があるとき
香椎税務署☎092・661・1031

○チャットボットでの相談

質問を入力するとAIを活用した「税務職員ふたば」が答えます

「税務職員ふたば」はこちら▶

市申告会場変更・スマホ申告サポート開始

今年の市申告会場は「市中央公民館」と「津屋崎行政センター」です

市中央公民館には市のミニバスが停まりません。最寄りのミニバスのバス停は「ふくとびあ」になります。市のミニバスの路線図や時刻表は、市公式ホームページをご覧ください。

自主作成コーナーでスマホ申告のサポートを始めます

市公式ホームページはこちら▶

申告会場での自主作成コーナーでパソコンを使った申告書作成のサポートに加え、今年からはスマホ申告のサポートを始めます。スマホ申告を希望する人は職員のサポートを受けながら、自分のスマートフォンを使って申告書を作成します。

確定申告当日に必要なものを確認！

① 本人確認書類

- 申告者および扶養者のマイナンバーカード
※マイナンバーカードを持っていない場合は、個人番号の記載のある住民票と運転免許証などの本人確認書類

② 収入が分かるもの

- 給与や年金（企業年金も含む）の所得が分かる源泉徴収票など
- 営業・農業・不動産収入がある人は収支内訳書または決算書

③ 控除が分かるもの

- 生命保険、個人年金、地震保険の控除証明書
- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料の領収書または証明書
- その他控除を受けるための証明書（寄附金（ふるさと納税など）の領収書、医療費控除の明細書など）
- 心身に障がいがある人は障害者手帳など

④ その他

- 申告者名義の金融機関の口座番号が分かるもの ※還付の場合は必須
- 電子申告（e-Tax）に関する利用者識別番号（16桁の数字）が分かるもの ※持っている人のみ
- スマートフォン ※自主作成コーナーを予約した人でスマートフォンで申告をする人
- 印鑑 ※認印でも可能です

注意

- 収入や控除が分かるものをあらかじめ印刷して持ってきてください。
- 営業・農業・不動産収入がある人は、収支内訳書や決算書は事前に作成して持ってきてください。自分で作成するのが難しい人は、香椎税務署で申告してください。
- 医療費控除を受ける人は、所定の必要事項をまとめた「医療費控除の明細書」の添付が義務化されています。必ず事前に作成して持ってきてください。※保険者が発行する医療費通知でも可能です。なお、国民健康保険の医療費通知 11～12月分は令和7年2月末に発送します。医療費通知到達前に申告する場合は、11～12月分の医療費の明細を「医療費控除の明細書」に記入する必要があります。

令和6年分 税の申告

問い合わせ
市税務課☎0940・43・8117

⚠今年の申告会場は

**市中央公民館
と
津屋崎行政センター**
市役所ではありません✕

令和6年分の所得税および市県民税の申告受付が始まります。提出された申告書は、市県民税や国民健康保険税、介護保険料などの算定、所得証明書発行の基礎資料となりますので、各申告会場の開設期間内に忘れずに申告しましょう。

なお、スマートフォンやパソコンによる電子申告を推奨するため、市中央公民館および津屋崎行政センターで行う所得税の申告の対面による受け付けは、令和7年1月1日時点で65歳以上（昭和35年1月2日以前に生まれた人）もしくは公的年金所得（老齢年金）がある人の申告のみとなります。

まずは申告前にチェック！

申告内容によっては市申告会場で受け付けできないものもありますので、フローチャートで事前にご確認ください。

① 令和7年1月1日時点で65歳以上もしくは公的年金所得（老齢年金）がある



はい

↓いいえ

市申告会場での対面による申告受付はできません。スマートフォンやパソコンによる申告書作成や電子申告、または香椎税務署などでの申告を検討してください。※市県民税申告の人は④へ

② 申告書を自分で作成できる、またはスマートフォンやパソコンを使った申告書の自主作成に興味がある



はい

国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーの利用を勧めます。詳しくは17ページをご覧ください。操作に不安がある人は、市申告会場の自主作成コーナーで、補助員のサポートを受けながら、スマートフォンやパソコンを使って申告書を作成できます。※事前予約が必要です
※申告する内容などによっては香椎税務署を案内することがあります

↓いいえ

③ 申告内容に土地・建物の譲渡（分離課税）、株の譲渡、分離配当、山林所得、先物取引、繰越損失が含まれる



はい

税務署からの指導により、市申告会場では申告を受け付けできません。香椎税務署で申告してください。

↓いいえ

④ 申告内容に営業、農業、不動産、利子、総合譲渡、退職の所得が含まれる



はい

⑤ 営業・農業・不動産の所得がある人で収支内訳書または決算書を作成済みである
(営業・農業・不動産の所得がない人は「はい」へ)

市申告会場で市職員が申告を受け付けます。事前予約が必要です。詳しくは18ページをご覧ください。※①に該当しない人の申告と一緒に、または代理で受け付けることはできません

↓いいえ



はい

市申告会場で税理士、税務署職員が申告を受け付けます。事前予約が必要です。詳しくは18ページをご覧ください。

↓いいえ

収支内訳書または決算書を作成してください。

←………作成後は

市県民税申告書の提出を忘れていませんか？

市県民税申告とは、所得税がかからない人や確定申告の必要がない人が行う収入や控除などの申告で、市役所に提出するものです。市公式ホームページの「住民税試算システム」で作成できます。作成後は印刷して市税務課へ郵送、もしくは市申告会場へ持ってきてください。パソコンでの作成が難しい人は、申告会場で受け付け可能ですが、事前予約が必要です。

市中央公民館と津屋崎行政センターでの申告手続きは、事前予約が必要です！

予約受付期間	予約受付方法・受付時間	
2月3日(月)～3月13日(木)	コールセンター ☎0570・005・655 受付時間：午前9時～午後4時 ※土曜・日曜日、祝日は除く	市公式ホームページ 受付時間：24時間

※市税務課窓口での予約受付はできません

※予約開始日は大変混み合うことが予想されます。**比較的つながりやすいインターネットでの予約をおすすめします**

※予約は先着順です。予約枠が埋まり次第、受け付けを終了します

※申告当日は予約した際の予約番号や氏名を確認します。番号が不明な場合は免許証などで本人確認をします

※予約日の前日まではインターネットおよびコールセンターで予約のキャンセルができます。当日は市税務課へ電話で連絡してください。なお、予約の変更をする場合、すでに変更希望日の予約枠が埋まっていて、変更できない場合があります

※市中央公民館と津屋崎行政センターの予約が取れなかった場合、確定申告は3月17日(月)までに香椎税務署で行ってください。市県民税申告は3月17日(月)以降に市税務課で受け付けます

～ 予約前に必ず確認！ 予約時に必要な情報 ～

家族など代理人による申告の場合も、予約は申告対象者の情報で行ってください。

①氏名 ②電話番号 ③住所 ④生年月日 ⑤受信可能なメールアドレス(インターネット予約の人のみ)

⑥日時(以下の申告日程・申告時間を確認)

▶申告会場・日程 … 18 ページで確認

▶申告時間 … 予約時に以下の時間から選んでください。※正午～午後1時は昼休憩

【市中央公民館 市職員受付・税理士受付・自主作成コーナー】

①午前9時30分 ②午前10時 ③午前10時30分 ④午前11時 ⑤午前11時30分(市職員受付のみ)

⑥午後1時 ⑦午後1時30分 ⑧午後2時 ⑨午後2時30分 ⑩午後3時 ⑪午後3時30分

【津屋崎行政センター 市職員受付・税理士受付】

①午前9時 ②午前9時30分 ③午前10時 ④午前10時30分 ⑤午前11時

⑥午前11時30分(市職員受付のみ) ⑦午後1時 ⑧午後1時30分 ⑨午後2時

⑩午後2時30分 ⑪午後3時 ⑫午後3時30分

【津屋崎行政センター 自主作成コーナー】

①午前9時 ②午前10時 ③午前11時 ④午後1時 ⑤午後2時 ⑥午後3時

① インターネットでの予約方法

①16ページの「まずは申告前にチェック！」フローチャートを見て、どの申告を行うか確認する。

②市公式ホームページから予約ページへ行き、予約する。

③予約が完了したら予約完了のお知らせがメールで届くので、誤りがないか確認する。

② 電話での予約方法※音声案内が流れたら順番に予約を受け付けますので、そのままお待ちください

①電話する前に16ページの「まずは申告前にチェック！」フローチャートを見て、どの申告を行うか確認する。また、いくつか候補日を考えておく。

②電話をして、申告場所と申告の種類を伝える。

③いくつか候補日を事前に考えておき、希望の日時を伝える。

④予約を完了する前に必要資料や注意事項の説明を受ける。

※説明の内容は広報ふくつ2月号や市公式ホームページ(令和7年2月1日以降)でも確認できます

各申告会場の日程、時間など

受け付けは、事前予約や当日整理券が必要です。会場ごとに予約方法や受け付けできる申告内容が違うので、注意してください。

		申告会場の期間・時間・対象者・申告の種類・予約方法									
		①福津市中央公民館(※4)			②津屋崎行政センター(※4)			③香椎税務署申告会場(※4)		④イオンモール福津スマホ申告会場	
申告内容		2月18日(火)～3月14日(金) 午前9時30分～正午、午後1時～午後4時			2月17日(月)～2月28日(金) 午前9時～正午、午後1時～午後4時			2月17日(月)～3月17日(月) ただし、3月2日(日)は開設 午前9時～午後4時		2月4日(火)～2月6日(木) 午前10時～午後3時	
		対面での申告受付(市職員受付・税理士受付)は、令和7年1月1日時点で65歳以上もしくは公的年金所得がある人に限ります。 ※65歳未満の人、公的年金所得がない人の申告と一緒に、または代理で受け付けることはできません ※市県民税申告は年齢・所得の種類を問わず受け付けます						スマートフォンで申告する人は「マイナンバーカード」とマイナンバーカード受け取り時に設定した「パスワード2種類」が必要です			
		市職員受付	税理士受付(※5)	自主作成コーナー	市職員受付	税理士受付	自主作成コーナー	〇	〇	〇	〇
所得	事業	営業など	×	△(※2)	△(※3)	×	△(※2)	△(※3)	〇	×	
		農業	×	△(※2)	△(※3)	×	△(※2)	△(※3)	〇	×	
	不動産	×	△(※2)	△(※3)	×	△(※2)	△(※3)	〇	×		
	配当・一時	△(※1)	△(※1)	△(※1)	△(※1)	△(※1)	△(※1)	〇	△(※1)		
	給与	△(※2)	△(※2)	〇	△(※2)	△(※2)	〇	〇	〇		
	公的年金	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	土地・建物の譲渡	×	×	×	×	×	×	〇	△(※6)		
控除	株式の譲渡	×	×	×	×	×	×	〇	×		
	住宅借入金等特別控除	×	×	×	×	×	×	〇	〇		
	医療費控除	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	寄附金控除	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	雑損控除	×	×	×	×	×	×	〇	×		
注意事項		2月17日(月)、2月25日(火)、3月3日(月)、3月10日(月)は休館日のため、申告の受け付けができません。						スマートフォンを持っている人は、原則、自分のスマートフォンで申告書を作成。税務署の駐車場は利用できません。公共交通機関や周辺の有料駐車場を利用してください。		自分のスマートフォンが必要。イオンモール福津への確定申告に関する問い合わせは控えてください。	
		3月12日(水)、3月13日(木)、3月14日(金)は市職員受付と市県民税申告のみ受け付け。									
問い合わせ先		市税務課 ☎0940・43・8117					香椎税務署 ☎092・661・1031				
予約方法		インターネット、電話 ※詳しくは19ページで確認してください					会場当日整理券を配布、LINE		会場当日整理券を配布		

(※1)総合課税のみ申告できます。申告分離課税を選択する場合は香椎税務署へ

(※2)令和7年1月1日時点で65歳以上(昭和35年1月2日以前に生まれた人)もしくは公的年金所得(老齢年金)がある人のみ申告できます

(※3)市職員受付に該当する項目以外の入力方法などについて不明な点は、香椎税務署に問い合わせてください。当日、会場での対応はできません

(※4)中央公民館、行政センター、香椎税務署の受付期間は土曜・日曜日、祝日は除きます

(※5)2月19日(水)、2月20日(木)、2月21日(金)は税理士受付はありません。香椎税務署職員が申告を受け付けます

(※6)住宅借入金等特別控除の適用に伴う譲渡・贈与については相談を受け付けます。詳しくは香椎税務署に問い合わせてください